

尼崎市立美方高原自然の家 指定管理者募集要項

令和8年7月

尼崎市教育員会事務局
学校教育部 学校教育課

◎ 募集要項目次

はじめに

- I 指定管理者の指定
- II 施設の概要
- III 管理にあたっての条件
- IV 応募資格及び応募条件
- V 申請の手続き
- VI 選定方法及び選定基準等
- VII 協定の締結
- VIII 業務の調査及び評価、指示
- IX 労働関係法令遵守状況報告書の提出について
- X 業務の引継ぎについて
- XI 損害賠償責任等について

別紙 尼崎市立美方高原自然の家業務実施要項（仕様書）

別表 建物清掃、施設管理等の施設維持業務（現行の実施方法）

◎ 申請書等様式

- ・ 指定管理者指定申請書 様式 1
- ・ 指定管理者事業計画書 様式 2
- ・ 管理運営費収支提案書 様式 2-2
- ・ 役員の名簿及び履歴書 様式 3
- ・ 共同事業体構成届出書 様式 4
- ・ 指定管理者募集説明会・施設見学会参加申込書
- ・ 質問票

◎ 参考資料

- 1 地方自治法（抜粋）
- 2 尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例及び同条施行規則
- 3 尼崎市情報公開条例
- 4 尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 5 尼崎市暴力団排除条例、尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱
- 6 尼崎市公共調達基本条例及び同条例施行規則
- 7 労働関係法令遵守状況報告書についてのお知らせ文
- 8 従前従事労働者の雇用についてのお知らせ文
- 9 尼崎市立美方高原自然の家利用状況
- 10 尼崎市立美方高原自然の家決算状況
- 11 令和 8 年度自然学校推進事業実施要項

はじめに

尼崎市立美方高原自然の家（以下「自然の家」という。）は、豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図ることを目的として設置された施設です。

自然の家では、平成１８年４月から指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行っております。このたび、５期目となります現指定管理者の指定期間が令和９年３月３１日をもって終了することに伴い、次期指定管理者の選定を行うこととなりました。

この要項は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２及び尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例（平成７年尼崎市条例第３３号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、指定管理者を選定するために必要な事項を定めるものです。

I 指定管理者の指定

自然の家の指定管理者については、条例第１０条及び第１１条の規定に基づき、自然の家の管理を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「法人等」という。）を応募者のうちから選定し、尼崎市議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

II 施設の概要

- １ 名 称 尼崎市立美方高原自然の家
- ２ 所在地 兵庫県美方郡香美町小代区新屋１４３２番地の３５
- ３ 建物の概要
 - (1) 敷地面積 ６７，５９５．２５㎡
 - (2) 建物延面積 ７，５１０．７２㎡
 - (3) 構 造 鉄筋コンクリート造４階建て
 - (4) 主な施設内容
 - ア 舎営施設
 宿泊定員 宿泊室２４０人、リーダー室２０人 計２６０人
 - イ 野営施設
 宿泊定員１０人用テント１０張、５人用テント２０張 計２００人
 - ウ その他施設

野外音楽場、星空広場、多目的広場、テニスコート等

(5) 設備

ア 舎営施設

区 分	施 設 内 容
宿泊棟	宿泊室24室、リーダー室7室、ミーティングスペース、屋根付広場
ホール棟	玄関、ホール、天文台室、エレベーター、下足室、乾燥室
食堂棟	食堂、厨房
浴室棟	浴室2室、脱衣室2室
管理研修棟	大研修室、中研修室3室、小研修室2室、創作工芸室、指導者室8室、保健室、管理事務室
多目的ホール	ホール、ロッカー室、器具庫

イ 野営施設

テントサイト4区分、野外炊事場4棟、便所男女各2棟、管理棟、器具庫

(6) 竣工年月日

平成8年4月6日

Ⅲ 管理に当たっての条件

1 管理の基本的な考え方

指定管理者は、「豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る」という施設の設置目的を十分にご理解いただき、施設をより効果的に活用した運営をしていただきます。

具体的に自然の家は、次の3つの機能を持つ施設です。

- (1) 青少年の野外活動の拠点
- (2) 市民への自然体験・環境教育の場
- (3) 尼崎市立小学校の「自然学校事業」受け入れ施設

また、施設の管理については、法令等（本市の条例等を含む。）を遵守するとともに、次に掲げる事項に沿って適正に自然の家の管理を行わなければなりません。

- (1) 自然の家の設置趣旨に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の公平な利用を図ること。
- (3) 管理運営経費の縮減など効率的な管理に努めること。

- (4) 個人情報の適正な管理を行うこと。

2 市と指定管理者とのパートナーシップ

本市においては、市と指定管理者とのパートナーシップのもと、市民サービスの向上や管理経費の縮減の実現と、施設の設置目的の達成に向けて積極的に互いの強みを生かしていくことを重視しています。

そのためには、普段から市と指定管理者とのコミュニケーションを密に行い、施設の管理運営等に関して対等な立場で協議し、互いの合意を基調とすることを原則として、施設の設置目的や目的達成に向けた目標等について共有を図りながら、効果的・効率的に取り組を進めていくものとします。

3 指定管理者が行う業務

条例第13条各号に掲げる以下の業務とします。

- (1) 条例第4条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 自然の家の利用の許可、その取消しその他自然の家の利用に関すること。
- (3) 自然の家の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) 自然の家の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

4 業務内容及びその履行方法等

- (1) 業務内容及びその履行方法

具体的な業務内容及び履行方法は、別紙「尼崎市立美方高原自然の家業務実施要項（仕様書）」のとおりです。

- (2) 自主事業

管理業務の他に、管理業務の運営及び事業の実施を妨げない範囲において、指定管理者自ら企画提案し、事業を実施することができますので、積極的に検討してください。
なお、実施に当たっては事前に計画書を提出し、市の承認を得る必要があります。

自主事業の実施に要する経費については、全て指定管理者が負担し、その事業の実施で得た収益は、原則として、指定管理者に帰属させることができるものとします。

- (3) リスク分担

市と指定管理者との間の主なリスク分担については、次のとおりです。

項 目	内 容	尼崎市	指定管理者
物価の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
条例等の改正	料金の変更、供用時間の変更等	○	
施設の大規模改修	耐震補強工事、大規模漏水工事等	○	
天災等の不可抗力	天災等（暴風雨、洪水・高潮、地震、火災その他の自然的事象）により、指定管理者の責に帰すことができないものによる管理運営経費の増加及び業務履行不能	○	初動体制
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）		○
	市の責に帰すべき理由により生じた損害	○	

その他、指定管理に関するリスク分担は「別表 リスク分担表」のとおりです。

5 指定管理料等

(1) 指定管理料

指定管理者が行う業務に係る費用（指定管理料）の額は、164,975千円を上限額として提案してください。なお、各年度の指定管理料は、市の予算の範囲内で別途協議し、その支払方法等と併せて会計年度ごとに締結する協定（年度協定）で定めます。

(2) 指定管理者の収入

- ア 市からの指定管理料
- イ 食事・食材の提供に伴う収入
- ウ 自主事業に伴う収入
- エ インセンティブ達成による収入

(3) 施設等使用料

条例で定める施設等使用料については、利用者から徴収後、一定期間分（原則として一月分）をとりまとめて市に納付いただきます。

(4) インセンティブ

施設使用料収入（市の収入）に基準額を設定し、基準額を超過する収入があった場合、超過した金額の1／2に相当する金額を指定管理者へ支払います。

なお、基準額の設定については、毎年度見直しを行い、年度協定において定めるものとします。

6 指定期間（予定）

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

7 管理の基準

(1) 開館時間

午前9時から午後5時30分まで。

ただし、宿泊利用者がある場合は、午前9時から翌日午前9時まで。

(2) 休所日

ア 月曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

なお、指定管理者は、教育委員会との協議によって、休所日を変更、又は臨時に休所することができます。

(3) 管理業務の一括委託の禁止

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、管理業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。（この場合、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に委託し、又は請け負わせてはなりません。）

(4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守し、本業務を遂行することとします。

ア 地方自治法

イ 尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則（平成8年教育委員会規則第1号）

ウ 尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）（指定管理者は、同条例に規定する実施機関に該当することになります。）

エ 尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号）（指定管

理者は、同条例に規定する実施機関に該当することになります。)

オ 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、
その他労働関係法令

カ 尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)、尼崎市事務事業からの暴力団等
の排除措置に関する要綱

キ 尼崎市公共調達基本条例(平成28年尼崎市条例第54号)及び尼崎市公共調達基
本条例施行規則(平成29年尼崎市規則第30号)

ク その他の関係法令(施設の安全確保のための各種規制法令、法人税法、消費税法等
納税に係る各種法令等)

(5) 守秘義務

指定管理者の役員及び管理業務に従事する従業員並びに管理業務等の請負業者その他
管理業務等の関係者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏
らし、及び自己の利益のために使用してはなりません。指定期間終了後も同様とします。

IV 応募資格及び応募条件等

1 応募資格

指定期間中、自然の家の管理運営を円滑かつ安定して実施できる団体とします。団体の
法人格は必ずしも必要ありませんが、個人で応募することができません。

また、自然の家及びその類似施設において、指定処分の取消を受けたことがある者及び
指定管理者として選定された後で指定処分を受ける前にその選定を辞退したことがある者
は、指定処分の取消を受けた(選定を辞退した)日の属する年度において当該日以降に実
施される自然の家又はその類似施設の指定管理者の公募及びその次年度以降に実施される
直近の自然の家又はその類似施設の指定管理者の公募に対し応募することはできません。

その他、次の事項に該当する法人等は、応募することはできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない法人等
- (2) 破産手続開始の決定その他法令に基づき清算型倒産の処分を受けた法人等
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項第3号又は第4号の
いずれかに該当する法人等
- (4) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団密
接関係者(同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。)

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する法人等
- (6) 尼崎市から入札参加停止措置を受けている法人等
- (7) 破産手続き開始決定の申立て、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立てその他これらに類する手続等がなされている法人等
- (8) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は主たる事業所の所在する市町村の市町村税（これに相当する都税及び特別区税を含む。）、水道料金若しくは下水道料金を滞納している法人等又はその代表者

2 応募の条件

複数の法人等によるグループで応募する場合は、以下の条件があります。

- (1) グループの構成団体が全て上記の欠格要件に該当しないこと。
- (2) 代表の法人等を定めること。
- (3) 単独で応募した法人等は、他のグループの構成団体になることはできません。
- (4) 同時に複数のグループの構成団体になることはできません。
- (5) 応募後の代表団体又は構成団体の変更は、原則として認めません。

3 留意事項

尼崎市公共調達基本条例に基づき、以下に掲げる項目について努力義務とします。

- (1) 下請等契約及び公共調達に係る業務の履行のために要する原材料の購入等の契約を市内事業者との間で締結してください。
- (2) 公共調達に係る業務に従事する労働者の雇用の安定及び当該労働者の適正な労働環境を確保してください。
- (3) 従前から当該施設の業務に従事していた労働者で、引き続き、当該施設の業務に従事することを希望するものを雇用してください。

※ 詳細は、参考資料7「労働関係法令遵守報告書の提出についてのお知らせ文」及び参考資料8「従前従事労働者の雇用についてのお知らせ文」を参照してください。

V 申請の手続き

1 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。なお、申請書類に係る費用は、応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。また、提出いただいた書類は尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

(1) 指定管理者指定申請書（様式1）

（※暴力団又は暴力団密接関係者に該当しない旨等の誓約事項有）

(2) 事業計画書（様式2）、管理運営費収支提案書（様式2-2）

(3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(4) 役員（法人以外の団体にあつては、これらに相当する者）の名簿及び履歴書（様式3）

(5) 指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）における当該法人等の事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(6) 法人等（申請年度に設立された法人等を除く。）の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(7) 申請年度における財産目録

(8) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（当該事項を記載した法人等の概要書等）

(9) 法人税、消費税及び地方消費税並びに主たる事業所の所在する市町村の市町村税を滞納していないことを証する書類（非課税の場合は、それに代わる書類）

(10) 主たる事業所の所在する市町村の水道料金及び下水道料金を滞納していないことを証する書類

(11) グループ応募の場合は、共同事業体構成届出書（様式4）、構成団体ごとの(3)～(10)の書類、グループの代表団体及び構成団体を記載した資料並びにグループ間における管理業務の分担等を定めた協定書

2 申請書の提出等

(1) 募集要項等の配布期間

令和8年7月17日（金）から令和8年8月31日（月）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。

(2) 募集要項等の配布場所

尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課

また、市ホームページからもダウンロードできます。

URL : <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

(3) 申請書の提出方法

指定管理者指定申請書のほか必要書類を添えて、受付期間内に持参して下さい。（ファックス、電子メールによる受付は行いません。）

① 受付期間

令和8年9月7日（月）から令和8年9月17日（木）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。

持参する日時を事前に電話（06-4950-5685）で予約してください。

② 受付場所

尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課

③ 申請書類の提出部数

正本1部 副本8部

④ その他

提出書類については、A4サイズのフラットファイル等に綴じ、様式や添付書類ごとにインデックス等で仕切り紙を挿入するなど、整理した上で提出してください。

3 説明会及び施設見学会

次の日程で説明会と施設見学会を同時に実施します。応募を予定されている法人等は必ず出席してください。（欠席の場合は、応募できません。）

なお、説明会及び施設見学会に参加される法人等は、8月10日（月）午後5時までに参加申込書を学校教育課までファックス又は電子メールで提出してください。（参加人数は、1法人等につき2人まで）

(1) 開催日時

令和8年8月17日（月）午前11時15分から午後2時ごろ

※途中、昼休憩を45分予定しています。

(2) 開催場所

美方高原自然の家（兵庫県美方郡香美町小代区新屋1432-35）

(3) 連絡先

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課

TEL 06-4950-5685 FAX 06-4950-5658

電子メール ama-school-edu@city.amagasaki.hyogo.jp

4 質問事項の受付

募集要項等に関する質問がある場合は、8月18日（火）から9月4日（金）までに質問票を申請書の提出先に電子メールで送付してください。電話など口頭による質問は受け付けません。

5 質問事項の回答

募集要項等に関する質問の回答は、9月11日（金）までに応募者名を伏せて、市ホームページに掲載します。なお、緊急の通知等を行う場合も市ホームページに掲載します。

VI 選定方法及び選定基準等

1 選定方法

下記の選定基準に基づき、尼崎市立美方高原自然の家指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及び面接審査により選定します。

2 面接審査（プレゼンテーションを含む。）

面接審査は、令和8年9月下旬から10月上旬を予定しています。申請者によるプレゼンテーションの後、質疑応答形式で面接審査を行います。プレゼンテーション及び面接審

査は、所長（予定者）を含め２名以内の出席といたします。日時、場所等については、後日連絡します。

３ 選定基準

選定委員会は、条例第１１条に規定する次の基準を基本に、別に定める評価項目及び評価に基づき、公平かつ適正に審査し、選定します。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 自然の家の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ア 設置目的を果たすため、今日的な視点・使命を踏まえたうえで、施設運営・事業展開の方針を持っているか。

イ アを踏まえて事業内容の充実が図られているか。

ウ 必要な人員（有資格者を含む）が確保できているか。

エ サービスの向上、利用促進が十分に図られているか。

オ 自主事業の実施

- ・ 自主事業を実施するか。
- ・ 自主事業の内容は施設の設置目的に沿ったものであるか。また、指定管理業務に支障のない範囲で施設の利用促進、サービス向上に資するものであるか。

カ 市内貢献（※本市が求める基準を満たした場合は、審査のうえ加点します。）

- ・ 市内に本社や本店等を有する団体（グループの場合は構成員のうちいずれかが有する場合）であるか又は市内に本社や本店は有しないが支店や営業所等を有し、現に人員を配置し、事業活動を行っている団体（グループの場合は構成員のうちいずれかが該当する場合）であるか。
- ・ 事業実施に際し、新たに市内在住者の雇用に配慮しているか。

キ 管理運営経費が妥当であるか。

- (3) 自然の家の管理を安定して行う能力を有していること。

ア 財政的な基盤を有しているか。

イ 管理に必要な人員が確保できているか。

ウ 管理体制が十分か。

- (4) 上記に掲げるものの他、条例第２条に規定する設置目的を達成するために十分な能力

を有していること。

4 選定審査対象除外（失格）

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項の内容に違反し、補正に応じないとき。
- (3) 必要な書類が提出期限までに提出されなかったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

5 選定結果の通知

選定結果は、応募された法人等に文書で通知します。

VII 協定の締結

指定管理者として選定された法人等は、市と協議を行った上で、市議会の議決を得た時に効力を生じる仮基本協定を締結していただくことになります。また、具体的な業務内容及びその履行方法、各年度の指定管理料や支払方法、インセンティブに関すること等は、単年度の協定（年度協定）を締結することになります。

1 協定の主な内容

(1) 基本協定

- ア 協定期間
- イ 文書管理
- ウ 管理業務の範囲及びその履行方法
- エ リスク分担
- オ 再委託等の禁止
- カ 情報公開条例等の遵守及び個人情報の取扱い
- キ 災害発生等の対応等
- ク 備品の管理方法
- ケ 管理に係る経費の取扱い
- コ 年度事業報告書及び月例事業報告書の提出
- サ 労働関係法令遵守報告書の提出

- シ 管理業務実施状況等の確認及び評価、又は業務の改善指示について
- ス 損害賠償責任
- セ 業務の引継方法
- ソ 指定処分の取消し
- タ 自主事業の取扱い
- チ その他必要な事項

※ 別途、「暴力団排除に関する特約」を締結していただきます。

(主な内容)

- ・ 暴力団等との再委託契約等の禁止
- ・ 役員等に関する情報提供、警察署長への意見聴取
- ・ 警察署長から得た情報の利用
- ・ 暴力団等からの不当介入時の報告等
- ・ 暴力団等に該当する場合等の指定の取り消し等

※ 別途「災害等の発生時等における施設利用に関する特約」を締結していただきます。

(主な内容)

- ・ 避難場所の開設等に係る指定管理者の措置
- ・ 災害発生時の対応
- ・ 避難場所の運用等
- ・ 避難場所の開設等により生じた費用の負担等
- ・ 感染症のまん延時における措置等
- ・ その他市民の安全を脅かす事由に対する措置等

(2) 年度協定

- ア 協定期間
- イ 具体的な業務の内容及びその履行方法
- ウ 支払うべき管理経費の額、支払時期及び支払方法
- エ インセンティブに関すること
- オ その他必要と認める事項

2 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と尼崎市が協議の上、定めることとします。

VIII 業務の調査及び評価、指示

適切な管理運営の確保や指定管理者による履行の水準を高めていくため、市所管部署において、業務の履行状況、管理業務及び自主事業の収支状況、経理状況等が良好かどうか、利用者のニーズを踏まえた取組がなされているかについて、年度事業報告書、月例事業報告書、ヒアリング、実地による調査、利用者アンケートなどを基に確認し、その結果を踏まえて毎年度評価（モニタリング評価）を行います。

評価の結果、管理が適切に行われていない場合等は、その改善を図るよう指定管理者に必要な指示を行い、指定管理者がその指示に従わないとき、その他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

IX 労働関係法令遵守状況報告書の提出について

- 1 当該施設の指定管理者及び下請負者等（別途、尼崎市公共調達基本条例施行規則に定める業務を受注している業者）は、管理業務を行うに当たり、尼崎市公共調達基本条例に基づき「労働関係法令遵守状況報告書」を提出しなければなりません。また、報告書は、当該施設の事務室等に掲示し、従事する労働者へ明示することとします。
- 2 報告の結果、労働関係法令が遵守されていなかった場合は、速やかに改善措置を行い、市に報告しなければなりません。
- 3 上記2の改善措置を行わず、一定期間改善が見られなかった場合は、事業者名等を公表することがあります。
- 4 当該業務に従事する労働者は、指定管理者及び下請業者が労働関係法令に違反していると思料するときは、その旨を市に対して通報し、及び相談する事ができます。労働関係法令遵守状況報告書の詳細については、参考資料7「労働関係法令遵守状況報告書の提出に

についてのお知らせ文」を参照してください。

X 業務の引継ぎについて

指定管理者として選定された法人等は、尼崎市議会の議決を経て指定管理者に指定され、基本協定を締結した日から令和9年3月31日までの間に、自然の家に関する業務の引継ぎを尼崎市及び現指定管理者と行っていただきます。円滑に業務を履行することができるよう十分な引継ぎを行ってください。なお、引継ぎに要する人件費等は、指定管理者の負担とします。

XI 損害賠償責任等について

- 1 当該施設の指定管理者は、管理業務を行うに当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。この場合において、当該指定管理者は、速やかにその内容を書面により本市に報告しなければならないものとします。
- 2 指定期間中に、施設が廃止された場合又は災害等により施設を供用することができなくなった場合において、指定管理者が損害を受けても、本市はこれに対し一切の賠償又は補償の責任を負いません。ただし、甲が適当と認める場合はこの限りではありません。
- 3 指定管理者の責めに帰すべき理由により、指定期間中に本市が指定処分の取消しを行った場合は、違約金を支払わなければならない、取消しがあった日の属する年度において当該日以後に実施される自然の家又はその類似施設の指定管理者の公募に対する応募及びその次年度以降に実施される直近の自然の家又はその類似施設の指定管理者の公募に対する応募が制限されます。
- 4 指定管理者も、尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に定める事由に該当した場合は、同要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けることがあります。

◎別表 リスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
募集時に関するリスク	募集要項（仕様書を含む）の誤りや不備に基づいて必要となった費用及び損害	●	
法令等変更に関するリスク	指定管理者制度に係る法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	●	
	上記以外の法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少（最低賃金の変動による経費増加を含む）	両者協議	
	消費税の変更に伴う、指定管理料の増減	●	
許認可リスク	事業の実施にあたって市が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	●	
	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		●
利用者及び第三者への賠償リスク	市の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）		●
	上記以外の理由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）	両者協議	
管理運営業務の変更・中止等のリスク	市の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害		●
	上記以外の理由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害（自然災害、大規模な景気変動、第三者の要因等の不可抗力など）	両者協議	
施設等損傷のリスク	経年劣化等で新たに補修や更新が必要な場合の経費	● ※負担する金額による	● ※負担する金額による
	市の責めに帰すべき事由により被った施設・設備・備品の損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により被った施設・設備・備品の損害		●
	上記以外の理由により被った、市が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）	●	
	上記以外の理由により被った当該施設管理業務に資する指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）		●
性能のリスク	指定管理者が実施する業務内容が、自治体の要求水準に達しないことに伴う費用、損害		●
物価・金利変動リスク	物価変動や金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		●
原状回復リスク	指定期間満了時又は指定の取消しにおける原状回復に係る費用		●

◎応募を制限する場合の類似施設一覧

内容	施設
レクリエーション・スポーツ施設	青少年体育道場、尼崎城址公園、中央公園、庄下川東広場、記念公園、有料公園（橘・西向島・猪名川・魚つり）、魚釣施設（駐車場含む）、社会体育施設（地区体育館・屋内プール）
基盤施設	弥生ヶ丘斎場、尼崎市墓園、市営住宅、阪神尼崎駅前駐車場、城内地区駐車場、自転車駐車場
文教施設	生涯学習プラザ、園田東会館、女性・勤労婦人センター、地域総合センター（分館含む）、青少年いこいの家、美方高原自然の家、北図書館
社会福祉施設	総合老人福祉センター、老人福祉センター、あこや学園、たじかの園、身体障害者デイサービスセンター、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館、すこやかプラザ、尼崎学園、ユース交流センター

◎選定に係るスケジュールについて

選定に係るスケジュール（予定）	
1 募集要項の配布	7月17日（金）～8月31日（月）
2 説明会・施設見学会	8月17日（月）
3 質問票受付	8月18日（火）～9月4日（金）
4 申請書受付	9月7日（月）～9月17日（木）
5 面接審査（プレゼンテーションを含む）	9月下旬～10月上旬
6 選定及び選定結果の通知	10月中旬
7 仮基本協定の締結	11月中旬
8 市議会での議決	12月

お問い合わせ先

〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階

尼崎市教育員会事務局 学校教育部 学校教育課

電 話 06-4950-5685

FAX 06-4950-5658

メールアドレス ama-school-edu@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上